

仕様書

1 案件名称

令和 8 年度字幕表示システム（Cotopat）一式（東成区役所）買入

2 品名

字幕表示システム（Cotopat）一式（詳細は別紙 1 のとおり）

3 規格及び数量

すべて新品を納品すること（詳細は別紙 1 のとおり）

4 納入期限

令和 8 年 11 月 30 日（月）

納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に完了すること。

5 納入場所

納入場所は以下のとおり。ただし、設置位置については、事業担当と調整すること。

名称	住所	品名	設置予定場所	数量	単位
東成区役所	大阪市東成区大今里 西 2 丁目 8 番 4 号	Cotopat Screen	1 階 12 番 窓口サービス課（保険年金）	1	台
			2 階常設相談室 保健福祉課（児童・保健）	1	台
			3 階 31 番 総務課	1	台
		Cotopat Mobile	1 階 15 番 窓口サービス課（住民情報）	1	台
			2 階 24 番 保健福祉課（福祉）	1	台
			3 階 31 番 総務課	1	台

6 特記事項

- (1) 契約締結後、すみやかに事業担当と納入予定物品やスケジュール等について打合せをすること。
- (2) 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
- (3) 納入時に発注者立会いのもと、受注数量等を確認し、発注者が行う機能等必要な検査に合格したことをもって納品完了とする。
- (4) 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。
- (5) 受注者は、納品日から半年以内において取扱不注意及び天災を除く理由による故障が生じた場合は、本体保証書の規定に従い無償にて修理または交換を行うこと。ただし、製造元において 1 年以上の無償保証期間を設けている物品は、その期間とする。
- (6) 受注者は、事前に使用方法に関する説明を行うものとする。
- (7) 利用料等の維持費は、別紙 2 で定める仕様にて別契約とする。

- (8) 納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。
- (9) 当該システムの利用に必要な通信環境の整備は、本市で別途用意するため、本調達範囲外とする。
- (10) 納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。
- (11) 納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと。
- (12) 納品物については、「大阪市グリーン調達方針」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>) 別表の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること。
- (13) エレベーター利用可。(寸法：間口 110 cm・高さ 210cm・カゴ内幅 206 cm・カゴ内奥行 139 cm)
- (14) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (15) 入札金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- (16) 当該システムの機能の一部として生成 AI 機能を利用する場合は、「大阪市生成 AI ガイドライン」(<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>) を遵守すること。

7 事業担当

大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号 大阪市東成区役所 3 階

大阪市東成区役所総務課

担当者：東本・下林

電話番号：06-6977-9034

品名	品質、形状、寸法等	数量	単位
Cotopat 一式 (提供元：京セラ ドキュメントソリュー ションズジャパン株 式会社)	① Cotopat Screen システムセット (1) 表示スクリーン ・サイズ：200×360mm (2) プロジェクター ・サイズ：161×119×108mm 以内 ・重量：1.1Kg 以下 ・投影解像度：1,280×720 ピクセル以上 ・OS：AndroidTV11.0 以上 ・明るさ：400IOS ルーメン以上 ・台形補正機能を有すること ・フォーカス調整が可能であること ・RAM 2GB。ストレージ 16GB 以上の容量を有すること ・プロジェクタースタンドを備えること (3) マイク（1 式につき 2 個） ・型式：バックエレクトレットコンデンサー型 ・指向特性：超指向性 ・マイクスタンドを備えること (4) テンキー ・サイズ：90×145×25mm 以内 （突起部、ケーブル含まず） (5) 音声認識字幕表示ソフトウェア ・プロジェクターにあらかじめインストールしておくこと ・自動アップデート機能を有して、常に最新バージョンのソフトウェア が利用できること	3	式
	② Cotopat Mobile システムセット (1) タブレット端末 ・サイズ：幅 260×高さ 170×厚さ 10mm 以内 ・重量：530g 以下 ・OS：Android™ 14 以降 ・ディスプレイ：約 10.1 インチ WUXGA（1,920×1,200）以上 ・RAM 3GB/ ROM 32GB 以上の容量を有すること ・バッテリー容量：7,000mAh 以上であること (2) マイク ・タブレット端末の内蔵マイクが利用できること (3) 音声認識字幕表示ソフトウェア ・タブレットにあらかじめインストールしておくこと ・自動アップデート機能を有して、常に最新バージョンのソフトウェア が利用できること	3	式

利用サービス	内容	数量	単位
Cotopat Screen サービス利用料	(1) サービス利用台数 ・3 台 (2) 利用期間 ・令和 8 月 12 月～令和 9 年 3 月末まで (3) クラウドサービス利用 ・テキスト文字変換（文字数無制限） (4) その他 ・導入前設置環境調査料、システム設置料、図解作成料を含む	4	月
Cotopat Mobile サービス利用料	(1) サービス利用台数 ・3 台 (2) 利用期間 ・令和 8 年 12 月～令和 9 年 3 月末まで (3) クラウドサービス利用 ・テキスト文字変換（文字数無制限） (4) その他 ・導入前設置環境調査料、システム設置料、図解作成料を含む	4	月

音声認識表示ソフトウェアにおけるクラウドサービス要件

本調達において導入するソフトウェアについて、クラウドサービスを利用する場合は下記の要件を満たすこと。

- ・ クラウドサービスの IaaS 部分が ISMAP または ISMAP(LIU) 認証があること。
- ・ 上記 IaaS 上でソフトウェアを構築・提供する事業者において ISO/IEC27001/27017/27018 のうちいずれかの認証があること。
- ・ クラウドサービスにかかるアクセスログ等の証跡を 1 年以上保存すること。なお、保存期間が 1 年未満となる場合は、発注者でログを出力して別途保存する運用が可能なものとする。
- ・ 通信経路における暗号化が実施されていること。
- ・ クラウドサービス利用終了時において次の対応を行うこと。
- ・ 取り扱った情報について廃棄されること。
- ・ 作成されたクラウドサービス利用者アカウントの削除
- ・ 利用した管理者アカウントの削除
- ・ クラウドサービス利用者アカウント以外の特種なアカウントの削除と関連情報の廃棄

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東成区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東成区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。